



市民目線の活動がモットーです。！！

霧島市霧島田口 2703 番地 99 中村満雄

電話 0995-64-8922 080-8500-0803

メール mituo.na@eos.ocn.ne.jp

議会の広報誌に掲載されています一般質問についての解説などを主体に、私見を述べます。平成 27 年 12 月～平成 28 年 9 月議会までの議員活動を報告します。

●霧島市の大問題1●

霧島市内で大規模なメガソーラ建設が進められています。

① 霧島・永水 (145 ha)

② 隼人町・野久美田 (43 ha)

③ 牧園町・高千穂 (38 ha)

④ 福山町・佳例川 (25 ha)

いずれも大規模な森林伐採を伴いますので、環境破壊、洪水発生の恐れがあります。

さらに牧園町・塩浸の龍馬公園の上部で大規模なメガソーラ建設目的で山林の売買が行われています。牧園町・下中津川でもメガソーラ建設目的で森林伐採が行われています。

国分・川内 (37 ha) の市所有地に九州おひさま発電のメガソーラ建設計画があります。

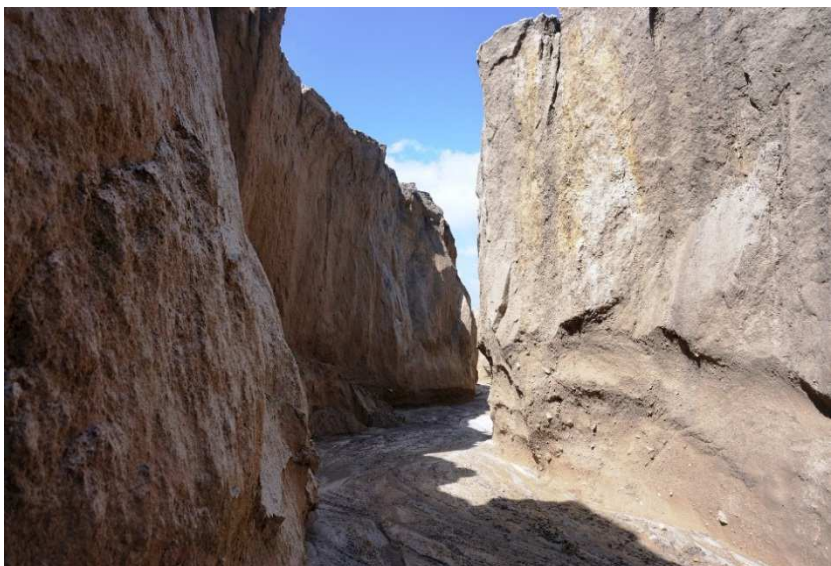
無秩序に森林伐採を行う行為は市民の生命財産を脅かす恐れがあります。市の『再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン』では『近隣関係者等に対する説明会』

の開催の義務付け、説明会の実施状況報告、市及び近隣関係者等との協定書を締結することを定めています。

懸念されますのは外国資本が絡んでいることです。メガソーラの寿命は 20 ～ 25 年です。

懸念されますのは外国資本が絡んでいることです。メガソーラの寿命は 20 ～ 25 年です。

寿命が尽きたメガソーラは放置される懸念もあります。管理が行き届かなくて災害を引き起こす可能性もあります。画像は平成 28 年 5 月の時間雨量 36 mm の雨で崩壊した霧島・永水のメガソーラ建設現場です。流出した土砂は洪水防止目的の調整池に流れ込みました。池に溜まった粘土、シラス、軽石混じりの土砂撤去は 9 月半ばまでかかりました。



この影響で県道 60 号線沿いの手籠川は常時泥水の流れる汚れた川になりました。今年シラス混じりの泥水で米作りを余儀なくされました。霧島市内の至る所でこのような惨事が発生する恐れがあります。

市民が声を上げねば作られません。大きな声を！！



◆平成 27 年 12 月議会

問 無秩序なメガソーラ事業に歯止めを掛けるべきだ。

答 国が景観、防災面のトラブルの未然防止を目的として規制の導入を検討している。状況を注視する。

◆平成 28 年 3 月議会

市長は近年の台風の大規模化、局地的豪雨災害などの認識、集中豪雨による土砂災害から地域住民の生命財産を守る決意、急傾斜地の危険性の認識を示された。景観保護の理念、景観条例の目的にそぐわない開発行為が見かけられる。

霧島大窪、霧島田口にまたがる 56 万坪の広大な山林を福岡の中国法人が取得しており、メガソーラを建設するのではと推察される。そこで問う。

景観保全と生命財産の危機

問 霧島大窪、田口の中国法人による大規模メガソーラ建設計画を承知しているか？

答 計画の認識の有無については言えない。(なぜ?)

問 計画地付近の地形、過去の災害状況を承知しているか？

答 計画地は急傾斜地であり、過去に床上浸水、道路崩壊、農地被害があった場所である。防災施設が機能しなかった場合、相尾川と狩川に挟まれる流域は霧島地区の中心部であり大きな被害が予想される。

問 景観保全、地域住民の生命財産を守る姿勢を示せ。

答 私達は山、海の国立公園に囲まれて暮らしている。私達の街に相応しい景観を大事にすべきと思う。この豊かな自然環境や景観を守るために景観条例を改正し抑止力に繋がる対策を検討させる。

◆平成28年6月議会

メガソーラ建設現場の惨状

問 霧島永水のメガソーラ建設現場の視察感想を問う。

答 時間雨量36ミリで、これほどの状況が発生した事に驚き自然の脅威とシラス土壌の脆弱さを痛感した。雨水対策が十分でなかったと思う。市民の生命、財産を守るために早急に適切な災害対策を講じるよう事業者に要請した。

問 環境保全協定書記載の損害補償の取扱いについて問う

答 環境保全協定書は市が立

ち会い締結された。協定書の内容が履行されるよう見守る。

問 新制定のメガソーラガイドラインについて問う

答 本ガイドラインの運用により、発電設備の秩序ある整備や管理がなされるものと考ええる。

◆平成28年9月議会

土地利用協議に対する市の取組について

5月10日夜半に降った24時間雨量139mmの僅かな雨で永水のメガソーラ建設現場で多くのガリー侵食が発生し、2つの調整池が溢れた。6月16日、新たに作ったモルタル吹き付けの沈砂池が壊れた。市長もこの現場を確認した。調整池の土砂撤去作業中の7月13日、再び調整池が満杯になった。県は施工中の雨水対策が不十分だったことが原因とし、芝張り土の設置、沈砂池の増設を指導している。ところがせっかくなかった芝の下を雨水が洗って芝が流れ出している。天気が続く散水しないと枯れる。8月23日現在調整池の土砂撤去は終わっていない。事業者は地元農家の

了承を得ないままパネル設置工事を再開した。今後の施工中、完成後も大きな災害が起る懸念がある。市長、市職員、議員の共通認識であろうと思うが『市民の生命財産を守る』という観点から質問する

問 平成25年以降の県土地利用協議案件数？

答 10ha以上の開発案件は4件、いずれもメガソーラ建設目的である。

問 10ha以上の開発案件について県に伝えた意見内容。

答 県への意見書に開発協定締結を盛り込んだのは霧島永水の案件のみ、この場所はこれまで色々あった事から入れた。他の案件に記載しなかった理由は特に無い。(なぜ?)

問 メガソーラ完成後の権利転売の懸念がある。

答 転売による管理責任の確保は開発協定書に譲渡の条項があるので問題ない。

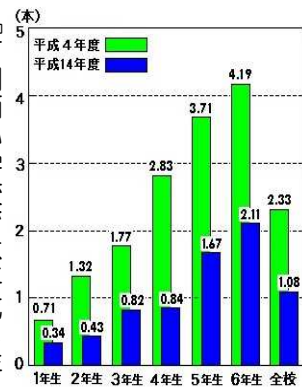
問 霧島永水の現場では芝が根付かないままパネル設置工事が再開されている。

答 施工者に防災工事を最優先するよう要請してきた。地元との協議が整わない中でパネル設置工事の再開は遺憾

である。

●霧島市の大問題2●

フッ素を用いたうがい歯磨き歯予防の有効な方法として平成27年から小学校で試行的実施を開始した。平成28年度から大規模校にも展開する方向です。フッ素のうがい有効であるとの考えは新潟大学の学者が佐賀県に赴任し、新潟、佐賀を中心に推進されてきました。平成15年12月14日、佐賀新聞に「フッ素、正しい情報を見分けよう！」と題する歯科医師会主催の会合の記事がありました。この記事には左記の図が掲載されました。



『有明西小学校では平成4年度からフッ素洗口を実施しています。1人平均むし歯数は約半分になりました。』との説明です。文科省の学校保健統

計調査でフッ素のうがいをしていない都道府県でも同様にむし歯減少の結果が公表されています。むし歯が減少したのはフッ素のうがいの効果であるなど、世の中を騙す行為です。虫歯の減少は幼稚園、保育園、学校現場での歯磨き指導の効果であるという説の方が説得力があります。市はフッ素のうがいの効果検証を行うと約束しましたが、その具体的な方法を示しません。推進団体の歯科医師会にフッ素のうがい有効であるという論文の提示を要請しました。

◆平成27年12月議会

フッ化物洗口事業開始で教育現場から悲鳴

問 学校は極めて多忙、養護教諭は前向きではない。

答 養護教諭がフッ化物洗口について心配していることは理解している。養護教諭に制度自体を理解いただいた、フッ化物洗口の理解は深まったとの報告を受け、養護教諭等は実施に前向きと発言した。(養護教諭はそのような発言をしていない。事実と異なる報告がなされている。)

問 副作用の懸念がある、自己責任で、家庭でなすべきことではないか？

答 フッ化物洗口は歯科医師会、信頼のおける大学、研究機関に担保されているとの認識の下に推進している。(私はそのようには思いません)

問 フッ化物洗口事業について、歯科医師会の説明だけではなく、異なる説明も聞きたい。賛成、反対の意見を持つ学識者を招いて公開討論を開催すべきである。

答 来年2月に県歯科医師会主催で教育現場、PTA、各市町村の教育委員会、行政の担当部署、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等を対象に「フッ化物洗口推進研修会」が霧島市で開催される。異論があれば、会場での質疑応答時間があるかは分からないが、主催者側の配慮を得て意見を述べたかどうか。(公開討論を否定)

◆平成28年3月議会

問 フッ化物洗口事業について

問 フッ素のうがいの効果検証をするべきだ。

答 始良地区歯科医師会及び

教育委員会等と協議し、問診を効果的に活用するなどの具体的な方策で検証する。

問 市職員が学校現場に強要していないか？

答 市職員が養護教諭等を含め、学校の管理者等に強制をする事は絶対有り得ない。



◆フッ素問題の講演会を企画しました。

平成27年9月議会でフッ素うがいの功罪について公開討論会の開催を要請し『検討する』との答弁を受けましたが12月議会でその考えは無いと答弁が変わりました。市の姿勢に納得出来ない事から平成28年3月『フッ素問題の講演会』を企画開催しました。歯

科医師、内科医がそれぞれの立場でフッ素を用いたうがいの効果の疑問、フッ素の危険性についての講演をしていただきました。およそ120名の参加者がありました。

◆平成28年6月議会

問 フッ化物洗口の実施記録と保育園での実施記録を用い効果検証を行う。

答 毎年実施の歯科検診記録と保育園での実施記録を用い効果検証を行う。

問 既実施校の説明責任？

答 フッ化物洗口実施校の新生児に対する説明は手引書を作り各学校に依頼したい。(説明責任の放棄です)

問 新規実施校の選定状況？

答 平成28年度は佐々木、中津川、小野、宮内、国分北、安良、横川の7校の教職員及び保護者に対し説明会を実施する予定。(8校です。青葉小を答弁から漏らしています。)

問 幼稚園・保育園での説得行為、強要の実態を問う。

答 一部の実施園でフッ化物洗口を希望しない園児に、その理由を尋ねたと聞く。このような事のないよう注意喚起

を行う。(配布の実施確認)

◆平成28年9月議会

問 フッ化物洗口事業は市の事業として行うべきではないという考えの下に質問する。

答 フッ化物洗口は有効なむし歯予防の手段であるとの認識を進めているが疑問がある。全国的にむし歯が減っている。その理由の中にフッ化物洗口の効果がどれほど含まれているかは分からない。(効果の根拠が希薄であることを認めました)

問 フッ化物洗口を推奨する歯科医師会がその根拠とする学術論文を知りたい。

答 歯科医師会に伝える。

問 フッ化物洗口のリスク情報は保護者にどのように伝えるか？

答 リスク要因として薬剤の説明書を保護者に配布する方向で検討する。(やっと前向きな答弁が得られました)

問 フッ素うがいの効果検証方法は確定したか？

答 市のフッ化物洗口の効果判定方法の具体的な方策は決定していない。

幼稚園、学校のフッ素のうがいは希望者のみが対象です。希望しなくてもその理由を聞かれることはありません。

●霧島市の大問題3●

霧島・永水の県道60号線沿いで稼動している霧島木質発電には市の補助金4億800万円、県の補助金2億円、国の無利子融資14億円の補助金が出ています。燃料確保の懸念が県議会、市議会でも指摘されています。この事業が行き詰まりますと国融資の14億円の返済義務は霧島市が負わねばなりません。市の補助金の大半は市外に流れています。

◆平成27年12月議会

不安霧島木質発電の燃料調達に不安はないか？

問 霧島木質発電の燃料調達状況、及び燃料調達補助金の交付状況を問う。

答 10月末時点で約3万5千トン、市内が約4割、市外が約5割、県外が約1割。交付済補助金は6千8百万円。昨年度の同時期比較、約1.4倍。今年度補助金が不足しても追加補助は行わない。

◆平成28年6月議会

霧島木質発電関連

問 平成27年度の発電実績、売電実績を問う。

答 当該法人に不利益を与える可能性があり、具体的な数値は言えない。発電実績、売電実績ともに、事業計画に掲げた数値を概ね達成されている。

問 市議会のチェックは不要という事か？

答 そうではない、目標と著しく異なっておれば適切な指導を行う。

問 補助事業が行き詰まり国庫へ返済を余儀なくされた事例があるか？

答 市来串木野市、鹿屋市で国庫返済した事例がある。

問 4億800万円の市の補助金の効果は？

答 未利用であった林地残材の有効活用が図られていると思われる。適切な間伐の実施により森林の持つ公益的・多面的機能の向上が進み、間伐面積及び間伐材生産材の増加などによって山林所有者や林業従事者の所得向上に繋がっていると考える。(霧島市の山林所有者、林業従事者の所得向上に繋がっていません。)

問 牧神の燃料置き場の転用が承認された理由は？

答 一種農地であり転用は原則不許可であるが農地法施行規則第33条第1項第4号の集落接続施設に該当するとして許可した。(農地法施行規則第33条第1項第4号に該当しない、県は、農地法施行規則第35条第1項第4号に規定する流通業務施設等に該当するとして訂正、許可した)

その他の質問

過去の質問の進捗確認

問 地下水規制条例の検討状況を問う。

答 健全な水循環を維持し、包括的に推進していくことは重要であると認識する。条例制定の準備をしている。

問 医療センターの小児科診療の再開の用途は？

答 小児科医の確保の用途があった。24時間体制を敷くまでの医師確保は出来ていない。

問 市職員の過重な時間外勤務の解消、代休が取れなかった事の実態調査、その対応を問う。

答 1年以内に振替等を取得

できない見込みがあると判断する場合、手当を支給する方向で検討する。恒常的な時間外は問題である。全庁一丸となって削減に取り組む。

問 周辺地域から市街地へ移った市職員についてその理由を調査すれば周辺地域の人口減少策に生かせると提言した。検討結果を問う。

答 周辺地域から国分及び隼人地区へ住所変更した職員約80人を対象に匿名アンケートを実施した。最多理由は、病院、教育施設、商業施設などの住環境が充実していること。子供の進学、親の介護といった家族等の都合などもあった。周辺地域の不便な点として、買い物や交通手段が少ない等の回答が多く、周辺地域に住む人を増やす方策の設問にも交通手段の充実や買い物環境の整備が欲しいとの回答が多かった。アンケート結果は、一般市民にも当てはまると推測されるので、今後の周辺地域活性化に活かしたい。

保健福祉政策について市の見解を問う

政府は一億総活躍社会の実現、

希望出生率1.8に向けた取組、介護離職ゼロに向けた取組などの施策を掲げた。子育て支援、待機児童ゼロ、保育士の処遇改善、介護士の処遇改善方針も打ち出している。施策の実現には財源確保、専門家の確保、施設の確保など多くの課題がある。そこで問う。

問 保育士、介護士の処遇改善について霧島市独自上乗せ策を考えるつもりは無いか？

答 国は保育士について民間施設給与等改善費の賃金改善要件分加算の拡充、介護職員について介護職員処遇改善加算として介護報酬を拡充している。市独自の上乗せ策については国の動向を見極めたい。

問 政府が進める地域医療構想は地域病院のベッドを削減し治療していない患者を病院から自宅へ返し、家族にその面倒を見させる施策と考える。始良・伊佐地区のベッド数を4000から3000に減らす計画が進行している。

答 病床の機能分化・連携を進めながら、在宅医療の推進、かかりつけ医等の地域医療連携に向けて医師会医療センターに地域包括ケア病棟を開設

するなど、限られた医療資源を有効に活用することにより、地域医療構想の目標年度である平成37年度には、適切な医療サービスが確保できるものと認識する。

問 地域包括ケアシステムの構築が進められている。住み慣れた地域で自助・互助・共助・公助で豊かな老後をとの構想である。ボランティアや地域の絆に頼るといのはきれいな言葉であるが、財源不足を取り繕う行政の無責任を覆い隠す施策としか思えない。

答 市は平成37年を目途に日常生活圏域ごとの実情にあわせて、医療、介護、予防、住まい、生活支援が確保されるよう地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいる。地域包括ケアシステムは高齢者自身による積極的な社会参加といった自助や地域の高齢者による支え合いの活動といった互助の取組を進めていく地域づくりの側面を持つ。(行政の責任放棄策としか思えません)

◆私は三反園県政実現に微力を尽くしました。